

大阪にふさわしい大都市制度の推進に関する条例（案）

条 例 案	備 考
分権型社会に対応して、大阪自らが主体的に自治の形を考え、創り上げていくことが、大阪にふさわしい大都市制度の実現へと時代を切り拓く唯一の道である。大阪から具体的な発信を強め、国における大都市制度議論を促進することで、必要な法改正につなげていかなければならない。 ここに、本条例を制定し、大阪府及び大阪市が、住民の代表機関である議会と首長が一緒になって、大阪にふさわしい大都市制度の推進母体となる協議会を設置し、国の動向も踏まえて、議論を深め、大阪における広域自治体と基礎自治体の姿を示す基本計画をとりまとめていく。 なお、府は、政令指定都市である堺市に対して、大阪市とともに、引き続き協議会への参加を求めていく。	
（目的） 第一条 この条例は、府が、大阪市と共同で地域の実情に応じた大阪にふさわしい新たな大都市制度の実現に向けた取組を進めるため、大阪市との共同による協議会の設置等に関する手続きを定めることを目的とする。 （知事及び府議会の責務） 第二条 知事及び府議会は、大阪の将来に対する自らの重大な責任を認識し、大阪市との協議に真摯に臨むなど大阪にふさわしい大都市制度の実現に向け積極的に取り組まなければならない。	※大阪市の条例においては、主語を変える。
（協議会の設置） 第三条 府は、地域の実情に応じた大阪にふさわしい新たな大都市制度に関し必要な協議を行うため、大阪にふさわしい大都市制度推進協議会（以下「協議会」という。）を大阪市と設置する。	

(協議会の規約)

第四条 知事は、協議会の設置運営に関し必要な事項を規定した規約（以下「協議会規約」という。）を、**大阪市長**と協議して定める。

2 協議会規約には、次に掲げる事項につき、第三条及び第五条から第八条の規定を基本に定めるものとする。

- 一 協議会の名称
- 二 協議会を設ける地方公共団体
- 三 協議事項
- 四 協議会の組織並びに委員の選任の方法
- 五 協議会の会議の運営
- 六 協議会の経費及び支弁の方法
- 七 その他協議会の運営に関し必要な事項

(協議事項)

第五条 協議会は、大阪にふさわしい広域自治体と基礎自治体の具体的な姿を示した大都市制度に関する基本計画（以下「基本計画」という。）の策定、国への提案その他大阪にふさわしい大都市制度に関し必要な事項について協議を行う。

(協議会の組織)

第六条 協議会は、委員**20人**で組織する。

2 協議会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 **知事及び大阪市長**
- 二 **府及び大阪市**の議会の議長並びに各議会から推薦のあった議員 **府●●人、大阪市●●人**

(会長及び副会長)

第七条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の協議により選出する。

3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

※条例の規定をもとに、長の協議により協議会の規約を定める。

(会議) 第八条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議事運営を行う。 2 協議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わることができない。 5 会長は、協議に必要な専門的事項等に係る助言を得るため、学識経験を有する者その他関係者の出席を求めることができる。 6 協議会の会議は、公開とする。	
(基本計画の策定) 第九条 協議会は、基本計画をとりまとめるものとする。 2 知事は、前項の規定により基本計画が作成されたときは、速やかに府議会の同意を求めるものとする。 3 協議会は、府及び大阪市の議会が基本計画について同意した場合には、速やかに基本計画の内容を府民に周知するとともに、これを国に示すものとする。 4 基本計画の変更は、前三項の例によりこれを行うものとする。 5 協議会は、基本計画の協議を進める中で、国における大都市制度に関する取組の状況も踏まえ必要と認めるときは、国への提案を行うものとする。 6 前項の提案のうち、次条第一号から第三号及び第五号に関する事項について現行制度の見直しを求めるものについては、第二項及び第三項の例によるものとする。 (基本計画の内容) 第十条 基本計画は、概ね次に掲げる事項について策定するものとする。 一 大阪にふさわしい統治機構のあり方 二 広域自治体と基礎自治体のあり方 三 議員定数その他議会のあり方 四 新たな大都市制度への移行に関する法手続きのあり方 五 その他必要な事項	※基本計画は、議会の同意を経て、協議会が策定。

(委任) 第十一条 この条例及び協議会規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。	
附 則 1 この条例は、平成二十四年四月一日から施行する。 2 協議会の構成団体が増加するときは、委員構成等について検討を行い、必要な措置を講ずるものとする。 3 大阪府議会大阪府域における新たな大都市制度検討協議会設置条例（平成二十三年大阪府条例第八十二号）は、これを廃止する。	※附則 3 項議会と相談 （府のみ規定）

大阪にふさわしい大都市制度推進協議会に関する規約（案）

規 約 案	備 考
（名称） 第一条 この協議会は、大阪にふさわしい大都市制度推進協議会（以下「協議会」という。）という。 （構成団体） 第二条 協議会は、大阪府及び大阪市（以下「関係団体」という。）をもって構成する。 （関係団体の責務） 第三条 関係団体は、相互の信頼のもと、それぞれの大阪にふさわしい大都市制度の推進に関する条例（平成二十四年大阪府条例第●●号、平成二十四年大阪市条例第●●号）（以下「条例」という。）及びこの規約を尊重し、協議会に真摯に臨むものとする。 （協議事項） 第四条 協議会は、大阪にふさわしい広域自治体と基礎自治体の具体的な姿を示した大都市制度に関する基本計画の策定、国への提案その他大阪にふさわしい大都市制度に関し必要な事項について協議を行う。 （組織） 第五条 協議会は、委員 20 人で組織する。 2 協議会の委員は、次に掲げる者をもって充てる。 一 知事及び大阪市長 二 関係団体の議会の議長及び各議会から推薦のあった議員 府●●人、大阪市●●人 （会長及び副会長） 第六条 協議会に会長及び副会長を置く。 2 会長及び副会長は、委員の協議により選出する。 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。	※条例をもとに二団体共通ルールとして、長が協議の上規約を定める。 ※四～七条は条例と同じ

(会議) 第七条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議事運営を行う。 2 協議会は、委員の二分の一以上が出席しなければ会議を開くことができない。 3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。 4 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わることができない。 5 会長は、協議に必要な専門的事項等に係る助言を得るため、学識経験を有する者その他関係者の出席を求めることができる。 6 協議会の会議は、公開とする。 (協議会の変更手続き等) 第八条 協議会を構成する地方公共団体の数の増減その他条例の改正又は廃止は、関係団体すべての同意を得なければ、これを行うことができない。 2 この規約の変更は、関係団体の長の協議を経なければならない。	
(経費支弁の方法) 第九条 協議会の事務に要する経費は、関係団体が均等に負担するものとし、各関係団体において支出するものとする。 (謝礼及び費用弁償等) 第十条 条例第八条第五項により出席を求められ協議会に出席した者（以下「協議会出席者」という。）に謝礼を支給する。 2 委員及び協議会出席者は、その職務を行うために要する費用の弁償等を受けることができる。 3 前二項の謝礼及び費用弁償等の額及び支給方法は、●●●●●の例による。 (事務局) 第十一条 協議会の事務は、●●●●●が担う。	※実務的な検討調整要 要 検 討 ※費用弁償等は議会と相談
附 則 この規約は、平成二十四年四月一日から施行する。	